

島根県住宅供給公社新生活応援キャンペーン実施要綱

この要綱は、島根県住宅供給公社（以下「公社」という。）が新規契約者、子育て世帯及びUIターン者の新生活を応援することを目的として創設する新生活応援キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

（対象住宅）

第1条 このキャンペーンの対象住宅は、別記1の住宅とする。

（期間）

第2条 このキャンペーンの期間は、令和元年9月1日～令和元年12月27日とする。

（対象者）

第3条 このキャンペーンの対象者（個人に限る。法人は対象外）は、キャンペーン期間中に新規で入居申込をし、入居申込日から2ヶ月以内に入居した者とする。ただし、入居申込日から入居が2ヶ月を超える場合において、特別な理由があり公社が認める場合はその期間を1ヶ月延長することができる。

（キャンペーン内容）

第4条 このキャンペーンは家賃について適用し、内容は次のとおりとする。

- (1) 新規契約者は、入居月及び翌月の家賃を免除する。入居月については日割り家賃を免除する。
 - (2) 新規契約者のうち、しまね子育て応援パスポート「coccolo（こっころ）」の所持世帯である場合は、前号に加えさらに1ヶ月の家賃を免除する。
 - (3) 新規契約者のうち、現住所が他県にある世帯、又は島根県に転入して6ヶ月以内の世帯である場合は第1号に加えさらに1ヶ月の家賃を免除する。
 - (4) 前2号家賃の免除の併用はできない。
2. 駐車場料金、共益費等は免除の対象に含まない。
 3. このキャンペーンは入居後、1年未満で退去する場合は適用しない。

（申請手続き等）

第5条 キャンペーンに申し込む者は島根県住宅供給公社新生活応援キャンペーン申請書（様式1）（以下「申請書」）を理事長に提出しなければならない。

2. 第4条第2号の対象者は申請書のほか、「coccolo（こっころ）」の裏表の写しを添付しなければならない。

3. 第4条第3号の対象者は申請書のほか、現住所が他県にあること、島根県に転入して6ヶ月以内であることがわかる書類（住民票等）を添付しなければならない。
4. 理事長は、申請書等の提出があった場合において、第3条に該当すると認めるときは、当該申請者に支援の決定を契約後速やかに通知（様式2）するものとする。

（免除家賃の支払）

第5条 入居期間が1年に満たない場合、キャンペーン対象者は第4条で免除となった家賃を会社に支払わなければならない。

2. 会社は前項の家賃を敷金にて相殺することができる。

別記1

松江市山代町	茶臼山ハイツ
松江市西川津町	西川津公社住宅